

申請時チェックリスト（受付番号： ）		確認欄	
		申請者	企業局
【添付書類】			
量水器伝票 出庫予定個数分ありますか？			
工事店名を記入してありますか？			
住所は工事場所の住居表示を記入してありますか？			
2枚目にも記名押印をしてありますか？ ※既設メーターが有り、口径を変更をしない場合は提出不要です。			
委任状はありますか？			
メーターの権利を証明書で使用される場合、『廃止証明書』又は『一時取外し証明書』を添付してありますか？			
公図や全部事項証明書を添付される場合、法務局発行の原本となっていますか？コピーの場合は申請者様の原本証明をしてください。 公図には、該当地にマーキングがしてありますか？			
道路占用・掘削が有る場合は、占用許可申請書・承諾書を添付してありますか？ （必要部数・・・千葉県道：3部、習志野市道：3部、船橋市道：1部、私道：1 地権者に対し1部）※写真付き			
事前協議を実施した場合、『事前協議の回答』を添付してありますか？			
3階直結直圧給水方式・直結増圧式給水方式の場合、『事前協議の回答』及び『水理計算書』を添付してありますか？			
貯水槽方式の場合、『貯水槽以降参考資料ファイル』（目次、インデックス付き）を添付してありますか？			
【申請書】			
改造申請の場合、申請者様は既設給水装置の所有者様ですか？			
申請者欄 記入漏れ・誤字等の不備はありませんか？（郵便番号・住所・氏名・ふりがな） 『電話番号』が記入してありますか？ 申請者様が法人の場合は必須です。個人の場合で、お持ちでない場合は横線を記入してください。			
工事場所の住所（住居表示）は合っていますか？			
指定給水装置工事事業者欄に代表者名（役職共）を記入してありますか？			
道路部分に新規に給水装置を設置する場合、道路部分の給水装置寄附欄に記名・押印をしてありますか？			
材料欄 使用材料に『メーカー名』を記入してありますか？（メーターは局からの貸与品なので記入不要です。）			
口径7.5ミリ以上の鑄鉄製配水管よりサドル分水栓で分岐をする場合、『密着コア』を設置してありますか？			
取出管に『HPPE管』を使用する場合、材料欄に『溶剤浸透防止スリーブとロケーティングワイヤー』が記入してありますか？			
【図面】			
貯湯式の給湯器（電気温水器・エコキュート等）や浄水器、特殊器具などを設置する場合、習志野市企業局の水質に適した機器を選定してください。また、その旨を図面に記載してください。（必要に応じてカタログ等の提出をお願いすることがあります。）			
造成地の申請の場合は区画の形状が分かる図面の提出をお願いします。			
案内図 工事場所を特定する為、工事場所隣接地の情報は記入してありますか？周辺情報が現況と異なっていませんか？			
平面図と立面図に不整合はありませんか？			
図面と材料欄に不整合はありませんか？（特に、材料欄の数量と立面図の水栓数・配管長等。）			
本管の口径・管種・埋設位置は合っていますか？			
前面道路の幅員・種別（国道・県道・市道・私道 等）を記入してありますか？			
管種記号は企業局指定の記号で記入してありますか？			
平面図には各部屋の室名が記入してありますか？			
屋外部分にXPEP・PBPの使用がある場合、防護策について記入してありますか？			
専用住宅の場合、2階立上り管根元にバルブが設置されていますか？			
メーター二次側でふくらまし配管になっていませんか？（3階直結直圧方式の場合の立上り管は除きます。）			
水栓数がメーター口径に対して標準数を越えていませんか？			
水栓数に対しメーター口径が過大ではありませんか？ 過大な場合は過大にする理由を記入してください。			
先行取出し工事の場合、「給水装置の一部先行工事取扱要綱」第3条の第何項に該当するか記入してください。 また、第3項に該当する場合は、他工事の種類を記入してください。			
先行取出し工事の場合、先行取出し管の口径は適正ですか？ 計画の口径が適正である理由を記入してください。			
オフセットは3点で表示してください。道路境界点（2点）への寸法と、道路境界線への垂直寸法の3方向表示としてください。			
給水装置主任技術者の記名・押印はされていますか？			
メーターボックスの位置が車両などの通行に妨げになる場合は、金属製の蓋を使用してください。			
【その他】			
都市計画法の開発行為には該当していますか？ 該当している場合には『○』、該当していない場合には『×』を記入してください。 （開発行為に該当しているかしていないかは、建築の設計者または建築確認申請書第三面等で確認をしてください。）			
開発行為を伴わない未利用地での申請の場合、開発許可担当課（習志野市：都市計画課、船橋市：宅地課）には相談・報告が済んでいますか？ 申請図面に『相談・報告日』及び『担当課職員氏名』を記入してください。			
開発行為を伴わない未利用地への給水装置の設置は、都市計画法違反や開発行為に切り替わる可能性があります。			
指摘事項が有った場合、訂正が完了するまで納付書を郵送及びお渡しすることが出来ませんのでご了承ください。			
上記項目について全て確認を致しました。			
令和 年 月 日 指定番号： 担当者氏名： 指定給水装置工事事業者名：			